

### 3.3 スケジュール

「図 3-2 本システム基盤構築のスケジュール」に、本調達のスケジュールを例示する。

□…本調達の範囲

	平成20年度												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>工程管理</b>				工程管理									
<b>基盤 ・ ハードウェア</b>											設計・ハードウェア納入・環境構築	基盤総合テスト・基盤受入テスト支援(※1)	総合・運用・受入テスト支援(※2)
<b>設置場所</b>											設置場所の提供	移設	
<b>引継ぎ</b>												引継ぎ	
<b>ソフトウェア 開発</b>							基本設計	詳細設計	開発/単体テスト/結合テスト		総合テスト・運用テスト	受入テスト	
<b>教育訓練</b>							教育訓練計	マニュアル作成			教育訓練実施		
<b>匿名化・提供システムの保険者、支払基金及び国保連合会への導入</b>											ソフトウェア導入		

(※1) 基盤総合テスト・基盤受入テスト支援・・・取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアの導入前に受託者が設置・初期設定を行った本システム基盤のテストのこと。

(※2) 総合・運用・受入テスト支援・・・レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者の開発した取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアを導入後に実施するテストのこと。受託者は

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が実施する総合・運用テスト、及び担当職員が実施する受入テストの支援を実施する。

図 3-2 本システム基盤構築のスケジュール

### 3.4 信頼性等要件

受託者は以下の信頼性等要件を満たす本システム基盤を構築すること。

#### 3.4.1 上位互換性要件

調達時点において、本システム基盤の OS を含むソフトウェアのバージョンアップ情報が公開されている場合、バージョンアップに対応できるように構築すること。なお、バージョンについては受託者の基本設計時に決定すること。

#### 3.4.2 拡張性要件

ア. 本システムは、平成 21 年度以降に機能拡張等を検討しているため、システム稼動後に機能拡張等が容易に実現できる本システム基盤を構築すること。なお、現時点では、以下の拡張を想定している。

- A. 対象とするデータ容量を 3 年分から 5 年分に拡張
- B. 取込・定型資料作成等システムにおいて、レセプト情報及び健診・保健指導情報の分析機能（ドリルダウン・ドリルアップ・スライシング・ダイジング等、BI ツールで実現するような多次元分析）の追加
- イ. レセプト情報、健診・保健指導情報及びマスターデータの仕様は制度改訂等により頻繁に変更されるため、変更された場合もシステム機能、システム性能及びデータ構成等につき対応しやすい本システム基盤を構築すること。なお、現在は以下の変更を想定している。
  - A. 2 年毎の診療報酬改定に伴うレセプト情報の記録条件仕様の変更（データ項目の追加・削除・変更、桁数の変更等）
  - B. 健診・保健指導の記録条件仕様の変更（データ項目の追加・削除・変更、桁数の変更等）
  - C. マスターの仕様の変更（データ項目の追加・削除・変更、桁数の変更等）

#### 3.4.3 システム中立性要件

取込・定型資料作成等システム運用・保守業者への引継ぎや機能を拡張する等の際に、特定の業者に依存しないシステム構成及びソフトウェアであること。

#### 3.4.4 事業継続性要件

事故の発生等、業務継続上影響を与える問題点を特定し、問題点を解消するための対策をコスト効率の観点から検証した上で、対策を講じること。なお、本システムの

データを利活用する当省保険局総務課医療費適正化対策推進室等への影響も分析すること。

#### 3.4.5 信頼性要件

本仕様書別紙 3「システム構成図」「3. 信頼性等要件を満たすための、システム構成の選択理由」に示すと通りの、信頼性要件を満たしたシステム構成とすること。

### 4. 調達概要

#### 4.1 調達件名

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム用機器の構築業務一式

#### 4.2 調達内容

##### 4.2.1 物品

本仕様書の調達範囲はレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）のうち取込・定型資料作成等システムの稼働に必要な機器等である。

##### 4.2.2 役務

本仕様書の調達範囲はレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）のうち取込・定型資料作成等システムの稼働に必要な本システム基盤構築業務である。受託者は本システム基盤の環境設計、ハードウェアの搬入・設置・設定等を実施し、平成 21 年 4 月 1 日から当省が実施するレセプト情報及び健診・保健指導情報の蓄積・分析業務を円滑に実施できるよう、本仕様書に示す役務を実施し、本番稼働可能な状態にすること。

なお、契約期間中の機器等の保守についても実施すること。

##### 4.2.3 設置場所

受託者は取込・定型資料作成等システム用機器の設置場所を平成 21 年 3 月末まで提供すること。設置場所の要件については、本仕様書別紙 7「設置場所に関する要件」を参照すること。

#### 4.3 調達範囲

##### 4.3.1 本システムの責任分界点

本調達における責任範囲は図4-1「本システムの責任分界点」に示すとおり、本システム基盤のソフトウェアの詳細な設定を除く、本システム基盤のハードウェア、OS、ソフトウェアの構築及び初期設定までとする。